

春の交通安全運動 5月11日(月)～5月20日(水)

～思いやり ゆとりは無事故へ つづく道～

摩周 二一〇番

子どもと高齢者の交通事故防止

- 通園・通学する子どもたちを、交通事故から守りましょう。
- 高齢者が安心して外出できる、安全な社会をつくりましょう。



弟子屈警察署
所在地交番
☎ 4 8 2 - 2 1 1 0
川湯駐在所
☎ 4 8 3 - 2 1 5 1

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用

- 正しい着用が命を守る シートベルトは必ず着用！
- 自動車に乗るときは、全ての座席で必ずシートベルトを着用しましょう

飲酒運転の根絶

- 運転者はもちろん、同乗者や車を貸した人、酒を飲ませた人にも厳しい罰則が！
- 飲んだら絶対に運転はしない！
- 飲んだ量が少なくても、アルコールは確実に脳に影響しています。
- 「少ないから平気」「近所だから大丈夫」ということは、絶対にありえません。

悪徳業者は「う・そ・つ・き！」です



- みんなでつくろう！消費者が主役の社会！！
- 「う」まじい話は信用しない！の「う」うますぎる話、絶対もうかる話などといったものには、大きな落とし穴が付きものです！
 - 「老人ホームの権利が当たりました」「土地を高く買いますよ」は要注意！！
 - 「そ」うだんする！の「そ」一人で悩んだり、判断したりせず、家族・知人・警察署に相談を！
 - ひどりで悩んでも解決しません。勇気を持って相談してください！
 - 「つ」られて返事をしない！すぐに契約をしない！の「つ」悪徳業者は、言葉巧みに「すぐに契約をするように」と迫ってきます！
 - 「き」っぱり！はっきり！断る！の「き」あいまいな返事はせず、キッパリ！ハッキリと断りましょう！

※不安になったり、被害にあったり、被害にあったのではないかと考えたときは、警察署や駐在所に相談してください。

自動車運転免許更新時講習

期日 / 5月20日(水)
場所 / 町公民館

- ▶ 優良講習 / 11時30分
- ▶ 一般講習 / 13時
- ▶ 違反講習 / 9時
- ▶ 初回講習 / 14時30分

※講習は、免許更新の手続き後に受講してください。

みんなで築こう 安全で安心な大地

- タイヤ盗難の被害を防ぐため、タイヤは鎖などで連結して鍵のかかる場所に保管しましょう。
- 車上ねらいの被害を防ぐため、駐車するときは車内に荷物を放置せず、必ずドアロックをしましょう。
- 「名義を貸して」「レターパック・ゆうパック・宅急便で現金を送って」と言われたら詐欺です。家族や地域との絆を深めて、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を防ぎましょう。
- 子どもを犯罪被害から守るため、家庭でのルールづくりや、登下校時の見守り活動を行いましょう。子どもから不審者情報を聞いたり、助けを求められたりしたときは、すぐに警察に連絡してください。



後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料軽減の見直しについて

均等割2割・5割軽減の範囲が見直されました

保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直されました。

□平成26年度

軽減割合	対象
5割軽減	所得が「33万円 + (24万5,000円 × 世帯の被保険者者数)」以下の世帯
2割軽減	所得が「33万円 + (45万円 × 世帯の後期加入者数)」以下の世帯



□平成27年度から

軽減割合	対象
5割軽減	所得が「33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者者数)」以下の世帯
2割軽減	所得が「33万円 + (47万円 × 世帯の後期加入者数)」以下の世帯

今回の見直しにより新たに軽減の対象となる世帯の年間保険料額の例

【単身世帯】

【夫婦2人世帯(共に被保険者)で妻の年金収入が80万円以下の場合】

年金収入	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比	夫の年金収入	区分	均等割軽減		所得割軽減	平成27年度	前年度比
	前年度	新						前年度	新			
193万円	2割	5割	5割	46,700円	15,500円減	218万円	夫妻	2割	5割	—	94,100円	15,400円減
194万円	2割	5割	5割	47,300円	15,400円減	220万円	夫妻	2割	5割	—	25,700円	15,400円減
214万円	—	2割	—	105,300円	10,300円減	229万円	夫妻	—	2割	—	96,200円	15,400円減
215万円	—	2割	—	106,400円	10,200円減	259万円	夫妻	—	2割	—	25,700円	15,400円減
						262万円	夫妻	—	2割	—	152,600円	10,300円減
											41,100円	10,300円減
											155,800円	10,300円減
											41,100円	10,300円減

保険料の計算方法(平成27年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ \text{年間}51,472\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割率} \\ \text{【被保険者本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成26年中の所得 - 33万円)} \times 10.52\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額57万円} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{matrix}$$

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

平成27年度の保険料額は6月に個別にお知らせします

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 0 1 1 - 2 9 0 - 5 6 0 1
役場健康推進課健康保険係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)